

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	重点支援交付金商品券配布事業 (R8計画分)	①物価高の影響を受ける全町民に対し、食料品などで利用できる商品券を全町民に配布することで生活支援を実施していく。また、町内の店舗のみ利用可能な商品券とすることで事業者支援にもつながる。 ②商品券代、需用費等 ③商品券代 3,447人(全町民27,047人のうち約13%程度で算出)×5,000円＝17,235千円 (R7計画で既に23,600人分は計上済み) 委託料、消耗品等事務費 1,800千円 ④全町民(R7計画は23,600人、R8計画は3,447人)及び町内店舗	R8.4	R8.12
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	重点支援地方交付金水道料金補助事業	①物価高により影響を受けている生活者及び事業者を支援するため水道料金の基本料金を6か月(R8.4～R8.9)減免するもの ②水道事業会計への補助金 ③補助金積算内訳 水道基本料金分 2か月分36,573千円×3≒109,720千円(延べ40,638件) 水道費等の住民の用に供さない公用施設等対象外分513千円) 時間外手当 300千円 システム改修 638千円 ④町内の水道使用者すべて	R8.4	R8.9
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食支援事業	①物価高騰により影響を受けている子育て世帯を支援するため、町立小中学校に通う児童生徒の給食費保護者負担を軽減するもの。小学生給食費は1年間無償とし、国県補助基準額を上回る部分に対して給食費会計へ補助する。中学生はR8.4からの給食費値上げ分(月額1,200円)を1年間軽減するために必要な額を給食費会計へ補助する。 ②給食費無償化及び軽減により減収となった部分に対する給食費会計への補助金 ③補助金積算内訳(合計8,412,900円) ・小学生分 2,478,900円 小学生分は国県からの補助基準額に基づく支援額を超える部分に充当 給食費総額(児童761人×月額5,500円×11月)－国県補助基準額(児童761人×月額5,200円×11月)＝2,511,300円 ・小学生分 2,511,300円－小学生1年生4月分32,400円＝交付金対象額2,478,900円 ・中学生分 5,934,000円 中学生分はR8.4月からの値上分1200円を補助(3年生は3月分を半額としている) (生徒1～3年生 457人×1200円×11月)－(生徒3年生164人×600円)＝5,934,000円 ・教職員及び事務員調理員の給食費は徴収するため交付金対象外としている ④町立小中学校の児童生徒の保護者	R8.4	R9.3
4	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通緊急支援事業	①燃料価格高騰を受け、厳しい経営状況が続く公共交通事業者に対し、事業継続に向けた支援を実施する。 ②公共交通緊急支援事業補助金に充当 ③公共交通緊急支援事業補助金12,420千円 (1)事業継続支援分9,380千円(バス事業者:3,000千円×2路線、2,000千円×1路線、1,000千円×1路線、タクシー事業者:20千円×19台) (2)燃料費高騰支援分3,040千円(対象事業者は事業継続支援と同じ。令和6年の燃料費と令和3年3月の燃料費の差額を参考にして燃料高騰分を補助する) ④町内を運行する公共交通事業者(路線バス・タクシー)	R8.4	R8.7
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉有償運送支援事業	①燃料価格高騰を受け、厳しい経営状況が続く町内の福祉有償運送事業者に対し、事業継続に向けた支援を実施する。 ②福祉有償運送支援助成金に充当 ③福祉有償運送支援助成金 240千円 町内事業者3者分 燃料高騰分4円×走行距離59,928km＝239,712円 ④町内の福祉有償運送登録団体	R8.4	R8.8